



第 513 号 令和 3 年 4 月 1 日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町601-1 こどもみらい館 2階
T E L (075) 256-0351
F A X (075) 241-3568
発行人 杉 本 英 造

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置発令下での健診

会長 杉 本 英 造

今年の桜は早くから咲き春を迎え、入学式には葉桜になりました。3月に緊急事態宣言解除され、ほっとしたのもつかの間で新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が発令される事態となりました。このような状況下ですが、3月25日 新任校医研修会を開催(11名参加)し、新しい校医をお迎えできたことは喜びです。昨年は開催できなかった学校医会総会を17日に開きました。残念ながら講演会、懇親会は開催できませんでした。4月に入り、水泳：池江璃花子選手の復活、ゴルフ：松山英樹選手のマスターズ優勝など感動をいただきました。この先、道は開かれると信じています。今月は田村秀子婦人科医院の田村秀子先生に、20歳未満の「若年妊娠の現況と問題点」につき執筆いただきましたので、学校医活動に役立てていただければ幸いです。4月からは学校健診が始まりますが、油断せず任務を遂行したいと思います。

教育委員会から学校への通知内容の一部をお知らせします。

令和3年度 幼児・児童・生徒の定期健康診断(学校保健安全法第13条)の実施について

<主な留意点>

【1】実施時期

京都市学校医会及び京都府歯科医師会との協議を踏まえ、令和3年度定期健康診断については、学校保健安全法第13条に基づき、原則6月30日(水)までの実施といたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができ

ない場合は、体育健康教育室 学校保健担当と事前協議のうえ、今年度末日(令和4年3月)までの間に、可能な限りすみやかに実施することとします。

【2】新型コロナウイルス感染症の罹患が確認された場合

今般の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、健康診断実施日以前の2週間以内に、(令和2年度は、3週間としていましたが変更していますのでご注意ください。)貴校園において、児童生徒及び教職員に当該感染症の罹患(陽性判明)が確認された場合は、上記検診については原則として実施を延期し、日程の再調整をお願いいたします。

○心臓検診における心電図検査(または二次聴診)欠席者への対応

例年同様、他校での受診や検査機関での受診が可能です。ただし、各校においては感染拡大防止の観点から、以下の点に留意し、受入校との協議を十分に行ってください。

(1) 他校で受診する場合

- ・保護者に他校での受診となることを伝え、会場校までの交通手段なども含め事前相談を行うこと。公共交通機関やタクシーの利用、他校での受診に対し、保護者が不安を感じる可能性もあるため、保護者の引率や、検査機関での受診も考慮に入れて説明をすること。
- ・他校にて受診した場合は、他校での滞在時間、接触があった教職員、児童生徒など、可能な範囲で記録しておくこと。

(2) 他校からの受入を行う場合

- ・来校時はできるだけ、自校の児童生徒との接触を避けるようにし、検査時間を指定のうえ、順番がくるまで別室等で待機してもらうこと。
- ・他校受診者（欠席者）の滞在時間や接触があった教職員、クラスなどは、可能な範囲で記録しておくこと。

○脱衣を伴う検査における留意点

- (1) 内科検診・脊柱検査は、上半身脱衣での実施となりますが、プライバシーの保護に十分配慮する必要があることから、学校医とも相談しながら状況に応じて工夫し、適切に実施してください
- (2) 児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健日より学年通信等を活用し、正しく

検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、その必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明をお願いいたします。

○その他

- (1) 例年と実施体制等を変更する点については、学校・園内で共通理解を図るとともに、児童生徒等や保護者に周知するなど、円滑な検査の実施に努めてください。
- (2) 健康診断実施までの間、児童生徒の健康管理は保健調査票を活用し、日常的な健康観察等により児童生徒等の健康状態の様子と併せて管理し、必要に応じて学校医と相談し、保健管理及び保健指導を適切に実施してください。

1 各学校・園への配分物品一覧

物 品	個 数	備 考	使用想定 (※)
フェイスシールド *消毒して再利用可	20個	学校医用（四科）× 3 個, 教職員用（主に養護教諭）× 2 個 予備分 × 6 個	学校医 (希望者)
医療用手袋	16箱	学校医用（四科）× 4 箱（100枚入）	学校医 (希望者)
ダブルグローブ（ポリ）	12箱	学校医用（四科）× 3 箱（100枚入）	主に歯科医
医療用プラスチックガウン	2 箱	1 箱30枚入 *教職員も使用可	主に耳鼻科医
医療用キャップ	1セット	1 セット（20枚入）*教職員も使用可	主に耳鼻科医

注意事項

- (1) 衛生物品の取扱いについて
- ・配分される衛生物品については、装着の義務化や使用者の制限をするものではありません。検診での使用にあたっては、各学校医との協議のうえ、柔軟な対応をお願いいたします。
- (2) フェイスシールドを再利用する場合の洗浄及び消毒方法
- ① 手袋を装着したままの状態、フェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。
 - ② アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、フェイスシールドの外側を拭くこと。
 - ③ 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムで消毒した場合、フェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
 - ④ 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、よく乾燥させること。
 - ⑤ 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

若年妊娠の現況と問題点

京都産婦人科医会顧問
医療法人田村秀子婦人科医院
田村 秀子

【若年妊娠とは】若年妊娠とは、20歳未満の妊娠・出産と定義される。全出生数のうち0.90%（令和元年厚生労働省統計）を占め、この数年はわずかではあるが減少傾向を示している。しかしながら、性感染症や喫煙習慣の頻度の高さ、早産や妊娠高血圧症候群の発症率、周産期死亡率の高さなど、若年妊娠が抱える医学的な問題点は少なくない。また、妊娠について周囲に相談できないなどの社会的孤立や不健全な養育環境などの社会的な要因により、健全な妊娠経過を維持できない可能性も高い。

【望まない妊娠と虐待死】虐待死に関する多くの事例の検討により、若年妊娠は妊娠中から様々な問題を抱えていることが判明した。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」において、これまでの全1179事例（1379人）が検討されている。なかでも、心中以外の虐待死事例（786事例、833人）のうち47.4%（395人）が0歳児であり、0歳児事例の45.6%が0か月児（180人）、さらにその86.7%（156人）が0日児であった。また0日・0か月事例に限定するとその加害者は、それぞれ96.2%、91.7%で実母が関係していた。そして加害者である実母は19歳以下が27.8%と最多であった（0日児事例では29.6%）。0日・0か月事例（第16次報告の7例）での実母の妊娠期からの問題として、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が4例をしめ（57.1%）、「若年妊娠」が3例（42.9%）であった（この数字は、全出生数での比率の1.

18%を大きく上回っている）。これらの検討結果より、子どもの虐待防止は産まれてからでは間に合わず、妊娠期から未然防止することが必要となる。そのためには第一に、「望まない妊娠／計画していない妊娠」を防止すること、第二に妊娠を継続する場合、特に望んだ妊娠であっても虐待のリスクを抱えている妊産婦に対しては、妊娠期から出産・育児期までの継続した切れ目のない支援が重要となる。現在すでに「子どもの虐待対応マニュアル」が行政単位で策定・実施されており、医療機関と行政との連携、また妊娠に関する相談窓口が設置され、その啓蒙活動も行われている。

一方、平成30年度の厚生労働省の「人口動態統計」および「衛生行政報告例（母体保護関係）」によると、人工妊娠中絶は若年妊娠では全体の8.40%を占めている。この数はここ数年減少傾向を示しており、その背景には避妊法の指導や低用量ピルの普及があると考えられる。とはいうもののその頻度は人口千対4.7であり、210人に1人が人工妊娠中絶を受け、15歳未満では190名が中絶を選択し、37名が出産に至っている（表1）。

年齢(歳)	出生数A	中絶数B	中絶選択率 B/(A+B) %
<15	37	190	83.7
15	* 104	475	82.0
16	* 468	1,356	74.3
17	* 1,134	2,217	66.2
18	2,215	3,434	60.8
19	4,819	5,916	55.1
<20	8,777	13,588	60.8
20-24	77,021	40,408	34.4
全年齢	918,397	161,741	15.0

●13歳未満中絶8名、13歳 34名
性的同意年齢は13歳(刑法)
多くの国では16-18歳に設定
児童福祉法の施行条例では18歳未満

* 15歳: 1名は第二子出産
16歳: 11名は第二子出産
17歳: 49名が第二子、3名が第三子出産

表1 若年者の出生数、中絶数と中絶選択率 2018年度全国
厚生労働省平成30年度衛生行政報告例と平成30年人口動態調査より作成

【京都府の若年妊娠の現況～京都産婦人科医会調査より～】京都府の現況は、人工妊娠中絶件数は全国

平均より低いとはいえ、近畿二府四県の中では大阪に次いで多い（図1 実線↓京都、点線↓大阪）。

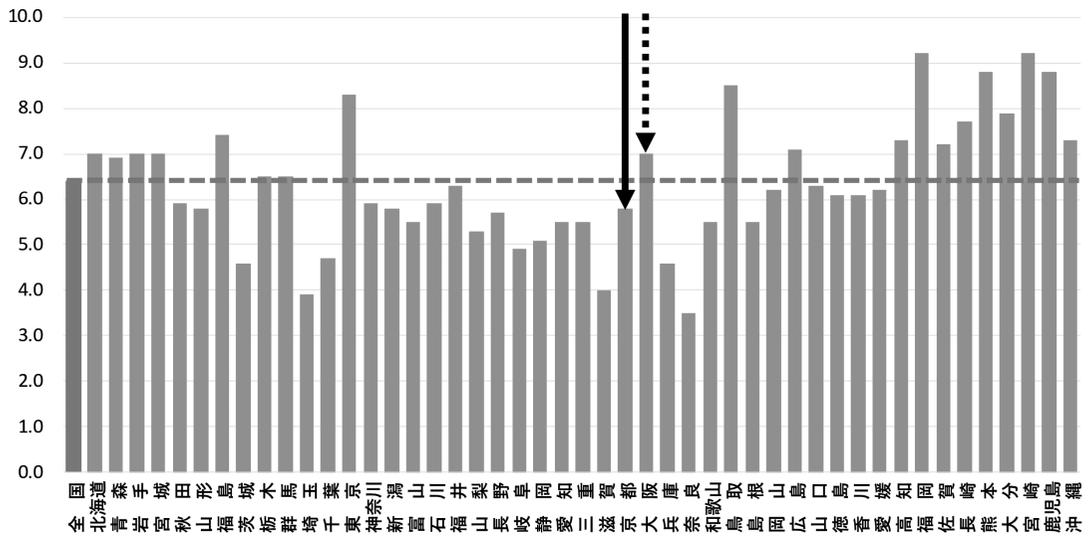


図1 都道府県別人工妊娠中絶実施率（2018年度衛生行政報告より）

これらの背景のもと、京都産婦人科医会は京都府下の産科医療施設を対象に、H22年からH26年の5年間の18歳以下の若年妊娠に関する調査を行った。70施設から回答があり、当該年齢の出産があった施設は43施設、妊娠中絶手術があった施設は42施設であった。18歳以下の妊娠件数は921件（162.4件/年）

で、全国の統計同様この数年間は減少傾向であった。このうち15歳以下が109件（21.8件/年）、16歳以上19歳未満（以下、「16歳以上」）が812件（162.4件/年）であった。人工妊娠中絶手術を受けたものは15歳以下では92件（84.4%）、16歳以上では464件（42.9%）、15歳以下で分娩に至ったものが17件あった（図2）。

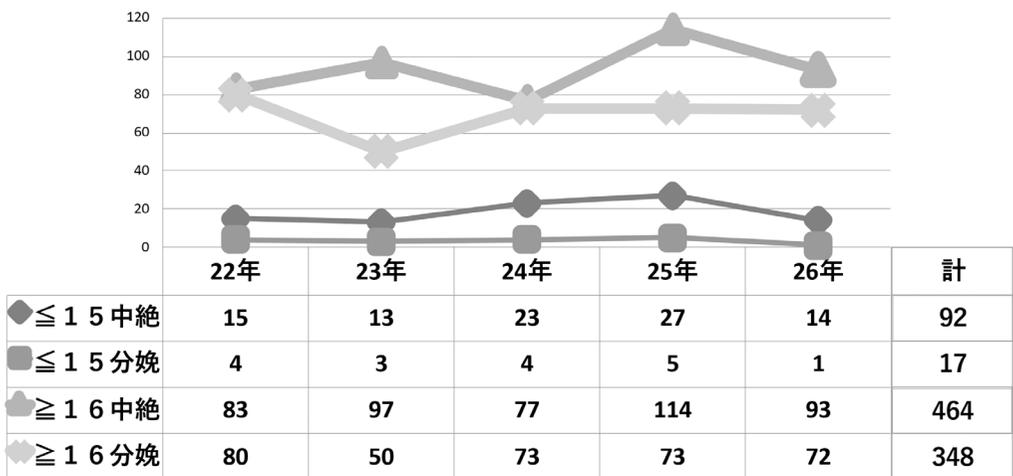


図2 年別年代別妊娠転帰（京都府平成22～26年）

また、詳細な情報を得ることができた313件での検討では、妊娠中絶手術のなかでより負担の大きい「中期中絶」が占める割合が、16歳以上では11.9%であるのに対し、15歳以下では21.1%と高かった(図3)。これは、15歳以下では、妊娠に気づくこと自体が遅れること(自己に対する無知)や、気づいていても相談できなかったこと(社会的孤立)が原因と考えられる。

さらに、パートナーの年齢についての検討(判明

分のみ)では、就学者では非就学者と比較してパートナーとの年齢差が小さく、同学年あるいは近い学年が多い傾向があった(図4)。

【若年妊娠の問題解決に向けて】少子化対策が喫緊の目標である一方で、望まない妊娠/計画していない妊娠や若年妊娠をいかに減少させるかは、女性や子どもたちが身体的にも精神的にも健全であるために、最優先されるべき目標である。

これまでの性教育は避妊法や性感染症の予防が中

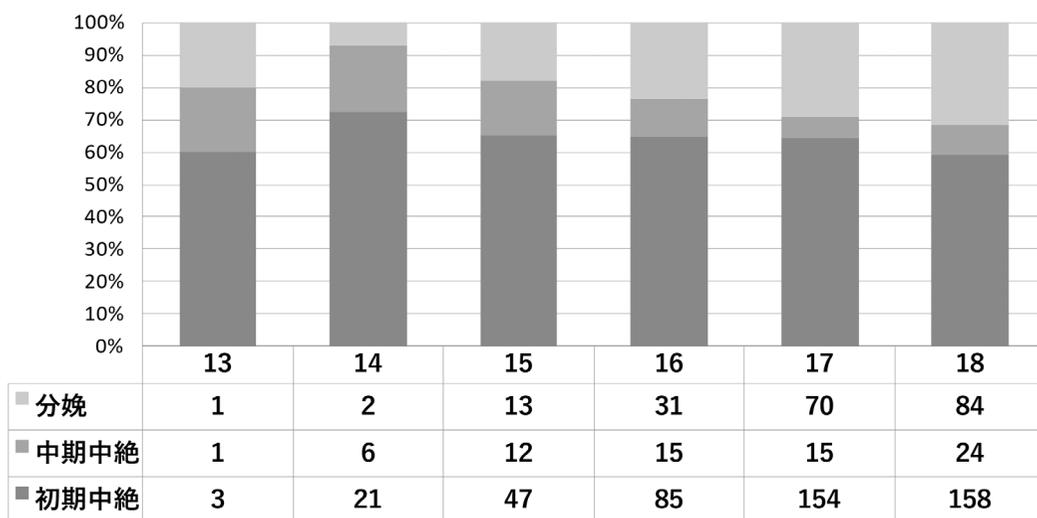


図3 13-18歳(未婚者)の妊娠転帰

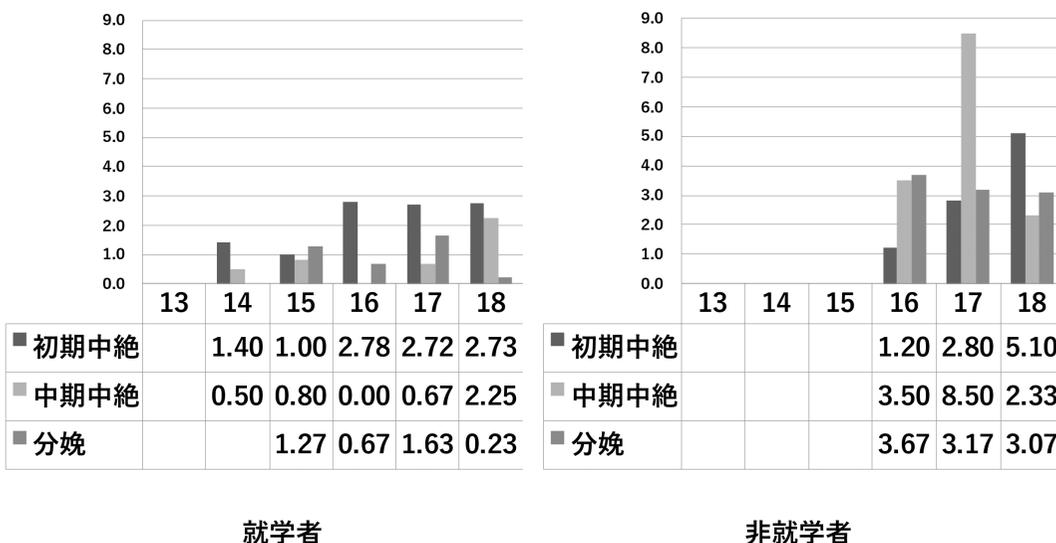


図4 パートナーとの年齢差

心であったが、「もしも妊娠に至った場合、それにいち早く気づき、どう対処すべきか」という視点からも、同世代の男子も含めた一歩踏み込んだ性教育が必要となる。しかし、全国でも珍しい産婦人科学校医が存在して全中高を対象として性教育を行っている青森県でも妊娠中絶は決して少なくはない(図1)。教育により知識を与えることだけでは、望まない妊娠の結果としての命の抹消を減ずることはできない。

ネグレクトされ行き場を失い、心と体の温かさを求めて過剰なスキンシップを求めてしまう若年弱者に、私たち産婦人科医はよく出会う。彼らの中には3つのタイプが存在する。一つ目は「好きになって何が悪い!」タイプ。第二は「居場所がないタイプ」で、彼らは生き延びるために「性」を利用する。彼らの多くは大切にされていると感じたことがないという。三つめは「親が重いタイプ」で、教育虐待、面前DVなどの機能不全家族の中において、息苦しく

ない場所が欲しくて仲間と群れる。彼らの共通点は「さびしさ」であり、その感情が性行動の抑制を外させる。彼らの行動を制するのは単なる性教育により得た知識ではない。必要なのは確実な避妊の提供であり、生活基盤の安定であり、親との対話ができないなら親離れの支援、である。彼らのなかには精神的に追い詰められているものも多く、リストカットや摂食障害、引きこもり、不登校、家庭内暴力、などが背景にあることも少なくない。行政がそして教育機関が、どうやって彼らを守り、気づいてやることのできるのか。多職種による「見守り」が必要となるだろう。また、妊娠22週を超えてしまって分娩せざるを得ない状態になった望まない・予期しない分娩に対しては、児童虐待を予防する観点から、児童虐待のハイリスクである妊産婦(特定妊産婦)を早期から抽出し、妊娠中から必要な支援を行うことのできるシステムを、行政や教育機関、産婦人科医が連携して構築することが必要と考える。

第11回 常任理事会

令和3年4月3日

於 こどもみらい館4階

出席者 杉本会長、井本・山内副会長、安野専務理事、大久保・川勝・中嶋・西村・林各常任理事、嶋元眼科学校医会理事、鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事、奥村議長、長村監事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 色覚相談事業 3/9, 3/16, 3/23 各2名
2. 精神衛生研究会 3/11
3. 京都市学校医会 新任校医研修会 3/25
於：こどもみらい館第一研修室B
参加者11名(内府下3名)
4. 令和2年度思春期保健対策ネットワーク会議
3/29 山内
5. 複合機の購入について
6. その他

<協議事項>

1. 児童生徒の健康診断について
2. 京都市学校医会総会について
3. 全理事会について
4. 指定都市学校保健協議会について
5. 全国学校保健大会について
6. 中学生のラグビー大会・柔道大会 出務医への
コロナ感染状況報告について
7. 班員募集について
8. 令和3年度から学校現場でデジタル端末一人一
台時代に突入について
9. その他

<関連学会・各種協議>

1. 全理事会 4/8
於：こどもみらい館第1研修室B 14:00~
2. 精神衛生研究会 4/8 於：事務局
3. 色覚相談 4/13, 4/20 各2名(他待機者11名)
4. 京都市学校医会総会 4/17
於：こどもみらい館第1研修室 15:00~
5. 第1回常任理事会 5/8
於：こどもみらい館会議室 14:00~
6. その他